

第41回 地方分権改革有識者会議
第106回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事概要

開催日時：令和2年6月29日（月）10：00～12：09

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕神野直彦座長（司会）、市川晃議員、後藤春彦議員、小早川光郎議員、坂口博文議員、勢一智子議員、谷口尚子議員、平井伸治議員、三木正夫議員

〔提案募集検討専門部会〕高橋滋専門部会長、磯部哲構成員、伊藤正次構成員、大橋洋一構成員、小早川光郎構成員、勢一智子構成員

（小早川光郎構成員及び勢一智子構成員は、地方分権改革有識者会議議員と兼務）

〔政府〕北村誠吾内閣府特命担当大臣、大塚拓内閣府副大臣、藤原崇内閣府大臣政務官、山崎重孝内閣府事務次官、宮地俊明内閣府地方分権改革推進室次長、菅原希内閣府地方分権改革推進室次長、須藤明裕内閣府地方分権改革推進室参事官、竹中一人総務省行政評価局評価監視官

議題

- （1）令和2年の提案募集方式等に係る今後の検討の進め方について
（地方からの提案状況の報告、重点事項の検討等）
 - （2）その他
-

1 冒頭、北村内閣府特命担当大臣から以下の趣旨の挨拶があった。

（北村内閣府特命担当大臣） 日頃から地方分権改革の推進に御尽力を賜り、心から感謝申し上げます。

皆様に御議論をいただいた成果である第10次地方分権一括法については、去る6月3日に成立し、6月10日に公布されたところであり、改めて厚く御礼を申し上げます。

この改正を生かして、実際に地方公共団体において住民サービスの向上につなげることが何よりも重要であり、移譲された事務・権限等については、関係府省と連携をし、財源措置、制度改正に係るマニュアルの整備、研修の実施など、必要な支援を行ってまいり所存である。

本年の提案募集については、新型コロナウイルス感染症対策で御多忙の中、地方から250件を超える御提案をいただき、特に、今年から新たに設定した重点募集テーマに関連して、多くの御提案をいただいたところである。さらに、成果事例集や動画等の提案検討支援ツールを充実するとともに、都道府県等と連携した市区町村職員向けの研修やワークショップ等を実施した結果、新たに80の市町村から御提案をいただいた。

提案の内容としては、子ども・子育てや医療・福祉、農業・農地に関するものなど、地域社会が直面する課題に関する多くの提案が寄せられており、また、重点募集テーマ

に関連して、地方公共団体が担っている事務の効率化等に資する御提案も多くいただいている。こうした提案については、特に重点的に審議を賜り、実現を目指してまいりたい。

今年も地方の発意による地方のための改革となるよう、地方からの提案をいかに実現するかという基本姿勢に立って、いただいた提案について一つ一つ丁寧に対応し、その最大限の実現を図ってまいりたい。

皆様方には大変御苦勞をおかけすることになるが、引き続き地方分権改革の推進に向けてさらなる御尽力をいただくよう、重ねてお願いを申し上げる。

2 次に、議題（１）「令和２年の提案募集方式等に係る今後の検討の進め方」について、菅原内閣府地方分権改革推進室次長から説明があり、その後、意見交換が行われた。概要は以下のとおり。

（菅原次長） 資料１は、第10次地方分権一括法の概要で、先の通常国会において全会一致で可決・成立し、６月10日に公布されている。

資料２は、本年の提案募集に係るスケジュールについて、前回の２月の会議以降の実績と今後の予定を整理している。

資料３は、本年の提案の検討区分について、提案総数259件を事務局で精査し、内閣府と関係府省との間で調整を行う提案170件（うち重点事項40事項52件）、関係府省における予算編成過程での検討を求める提案27件、その他62件としたい。

資料４は、本年の提案の特徴について、共同提案が増加し、全体の約半数を占めている。

資料５は、本年の提案状況をまとめたもので、事前相談の段階で他の地方公共団体に情報提供したことが、共同提案に結びついている。

資料６は、重点事項に関するメルクマール（案）で、昨年と同様となっている。

資料７は、重点事項に関するメルクマールを踏まえ、提案の内容を事務局で精査したところ、40事項を重点事項としたい。

資料８は、今年の重点募集テーマに係る提案の状況について整理したものである。

（高橋部会長） ７年目となる今年度の提案募集においては、新型コロナウイルスの流行という、皆様が御多忙の中でも、250件を超える提案をいただいた。提案の数としては、昨年よりやや少ないものの、共同提案がほぼ半数になっている。例年どおり、追加共同提案も多数いただき、幅広い団体でも共通して直面している支障に基づく提案をいただいたものと認識をしている。

提案の内容については、昨年と同様に子ども・子育てや医療・介護、さらには土地等の有効活用に関するものをはじめとして、幅広い分野の提案をいただいたところ。改め

て、情報の現場で解決が待たれている多くの課題があるということを認識した次第である。

それから、重点募集テーマ関連の御提案のうち、補助金関係のものが3事項、デジタル化関係のものが5事項、重点項目の中に含まれており、この点に関連し、デジタル化関係の案件については、規制改革部局とも連携しつつ取組を進めてまいりたい。

提案募集検討専門部会としては、本年も充実した審議に努めて、地方からの提案の最大限の実現に向けて検討を進めてまいりたい。

(小早川議員) 今の御説明を伺って、一般的な感想を2点申し上げたい。

1つは、今回、事前相談に力を入れたということで、これは大変注目すべきことであろうと思う。今まででも事務局のほうで、提案団体に対して、提案を出す段階でいろいろとサポートはしていたと思うが、さらに踏み込んでアシストするとか、共同提案の方向をプッシュするということをしており、もともと地方の自発的な提案のシステムではあるが、内閣府の側も主体性を持って、国と地方の協力でもって積極的にやっていくのは、大変結構なことと思う。

もう一点は、提案団体のカテゴリーの表の中で全国的連合組織等からの提案の数を見ていたところ、個別の御説明を伺っている中でもところどころ出てきており、なるほどというような提案をしているところがあった。個別の自治体だけではなくて、そういうところでまとめて検討した結果、その組織のレベルで対応できるものはそうするし、ここに持ち出す必要があるということであればそうする、そういう整理を経た上で持ってきていただくというのは大変結構なことだと思う。その辺は、事務局のほうでも注意していただきたいと思うし、私としては、特にそういう各種連合組織に対して、この制度を積極的に活用されるように、前向きにやっていただくように期待したいと思っている次第である。

(三木議員) 今もお話があった事前相談と追加共同提案について私ども市としても、日頃気がついてはいるが、こういう形で改めて事前相談だとか追加の共同提案はないかということで投げかけていただけると、気づきができるので、特に追加共同提案はありがたいと思っている。

重点事項の案のそれぞれの子ども・子育ての病児保育と保育所における保育室等の居室面積に関する基準の見直しの2つについて、一つのポイントは少しでもよくする方向で検討していただきたいということである。今、実際に子供を預けている親御さんや子供さんにとっては、そのときそのときが勝負の年なので、ぜひ少しでもよくする方向で考えていただきたい。

そういう面では、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」に変更してもらいたいという声があるが、これも非常に大事であり、地方の場合には、「従うべき基準」ではと

てもできないような場合、「参酌すべき基準」だと守れる場合がある。

例えば、私ども須坂市でも提案しているが、2番の保育所における保育室等の居室面積に関しては、一部大都市圏ではこれが認められている。しかし、地方都市の場合には認められていない。この認められなかった理由の一つとして、大都市の場合には土地の価格が高いため、増築することが大変である。ところが、地方都市の場合には土地の価格が安いので、増改築することが可能であるということも理由の一つだと聞いている。しかしながら、私どもは子供の安全を考え、全ての保育園について耐震改修を厳しい財政状況の中、行った。そこに、待機児童が数人出たからといって改めて増築することはとてもできない。そして、子供が一時的に増えた場合に、「従うべき基準」でなくて「参酌すべき基準」でやっていただくと、保護者、子供にとって非常にメリットがある。

私は、国全体のこと、地方のことが共同してこういう形で少しでもよくなる方向でやってもらえればと思っている。今、申し上げたように、時宜を逸すると、その子供たち、親御さんにとってはそのときしかかけがえのない時期であるため、ぜひこの1番、2番についても一つの例としてお願いしたいと思う。

1番の(2)は重要な問題であり、看護師が常駐しなければいけないということになっているが、実際問題としてこれはほとんど不可能であり、近くに看護師等がいた場合には認めてもらうようにぜひお願いしたい。その他の「参酌すべき基準」等についてもお願いしたい。

2番の問題については、例えば地方の場合には、廊下の面積だとか園庭等が非常に広がっているので、そういう面からもぜひ基準の緩和という形で「参酌すべき基準」というものをトータルとして考えていただければと思う。

(勢一議員) 今回、御説明で示していただいた進め方については基本的に賛同する。その上で何点か私からもコメントをさせていただきたい。

まず、新型コロナの影響の大きい中でこれだけたくさんの提案を頂戴できたというのは、検討部会の構成員としても非常にありがたいと思っている。提案団体の職員の方々、在宅勤務等厳しい状況の中で御検討いただき、また、分権室の職員の方々も同様の環境で御苦労くださった成果だと思う。心して受け止めて取り組んでまいりたい。

今後も在宅勤務などが多いような環境で、提案検討を進めていく必要があるかと思う。例年どおりのスケジュールで基本的には大丈夫ではないかと思っはいるが、状況の変化等あるので、少し御留意をいただき、地方の現場等にも配慮をお願いしたい。自治体のほうでもまだネット環境、ウェブ会議等整っていない部分もあろうかと思うので、御配慮とできれば御支援を御検討いただくとありがたいと思う。

併せて、今回、早期にいただいた事前相談の情報提供を新たに始めていただき、それが共同提案等に結びついたとうかがった。これは非常に有益な取組だと思い、こういう取組をしていただいた工夫に感謝している。

これは制度を考えるきっかけを自治体の側が新たに得る部分もあるし、作業検討の効率化につながる上、提案の質の向上にもつながると思うので、このような取組は大変意味のあることであろうと思う。7年目になり、体制としてもさらに整いつつあるところは、ありがたく思っている。

法制度の改善という点では、地方と国とが共同して取り組んでいくというのが提案募集方式の根幹になると思うので、国民、住民に対して、国と地方がそれぞれよい制度を提案してつくっていく場となると考えており、引き続き御尽力をお願いしたい。

(平井議員) 私のほうから資料を2つ出させていただいた。簡単にその趣旨を御説明申し上げたいと思う。資料9-1、日本再生宣言というものを6月4日の全国知事会議で取りまとめた。新型コロナ対策に関連し、法的制度の運用や改善検討が大変に私どもとしては焦眉の課題になった。分権に関わることであり、ぜひまた取り上げていただきたい。

それを具体的に書いたのが、資料9-2である。

国と地方が一致結束をして、新型コロナウイルスの第1波と言われるものを今、克服しつつある。まだ、東京などで収まり切っていない状況もあるが、多くのところでゼロということになってきている。これは一つの成果だと思うが、それで明らかになってきた課題もあるのではないか。地方の意見を十分に踏まえた対策を講じたり、あるいは包括支援交付金という医療系の交付金についても、特段の配慮をお願い申し上げたいということである。

また、都道府県対策本部長を知事が務めることになっているが、十分な裁量権や法的担保が必要であるし、保健所設置市との情報集約も大事なポイントになってこようかと思う。

さらに、いろいろと各省庁で照会ものも多く、4月に我々のほうで要望したところ、通知を内閣のほうから各省庁に投げかけていただいた。緊急事態ということになると、手間を取られて従来の照会ものなどになかなか関わる時間がなくなる。そういう意味で、規制緩和や事務の簡素化、あるいは照会や計画づくりなどをぜひ抜本的に見直していただくことはできないだろうか、そういうチャンスでもあるのかもしれない。このようなことをいろいろとやった上で、第2波を迎え撃ちたいと考えているので、特段の御理解をいただければと思う。

また、国と地方の協議の場も、新型コロナ関係では、西村大臣とは実に13回、加藤大臣とも5回ぐらい協議をさせていただいた。今までになかったことであり、こういう協議の場をこれからもしっかりと使っていただければと思う。

また、「従うべき基準」は先ほど三木市長のほうからもお話があった。さらには、地方分権改革特区、提案募集の弾力的な見直し、あるいは立証責任を地方だけに課することのないようにということなど、御意見を申し上げたい。

それから、空飛ぶ補助金と言われる都道府県を介さない、国が直接執行している事業がある。今回、持続化給付金などは典型的ではないかと思っているが、ああいうものをむしろ都道府県を通して我々のほうで執行させていただければ、非常に早く執行できたかもしれないし、恐らく事業費的にも低く抑えることができるだろうと思う。事務費などそうしたこと、最近はどうもGo To キャンペーンもそうだが、国でとにかくやろうとされるわけだが、かえって、地方の事業との整合性の問題だとかがいろいろ出てくるので、ぜひこうした補助金の在り方をこの機会に見直していただければと思う。

さらに、これから、感染症対策、また、経済のV字回復というものを図っていくためには、地方の一般財源総額の確保が重要であり、財源保障機能と財源調整機能の両方が必要とされる地方交付税などの機能強化が重要であるため、ぜひ御理解をいただきたい。

また、国、地方が困難な課題に立ち向かうような、例えばこうしたCDCと言われる感染症対策、あるいはFEMAと言われる緊急事態管理庁など、行政組織の国、地方を通じた在り方というものも議論されるべきタイミングになったのではないだろうか。

また、今、全国知事会の研究会で、法律と条例の関係を議論している。法律が場合によっては過密になっているのではないか、地方税財政の状況等々、根本問題についても御議論をいただければありがたい。

以上、6月4日に全国知事会議で議論させていただいたことであり、これまでの主張と重なるところもあるが、ぜひ御理解と御協力をお願いできればと思う。

そうしたことに基づき、今回、具体的に259件の提案をまとめていただいた。若干コメントをさせていただきたい。

まず、10ページの病児・病後児保育のことでいえば、看護師の必置規制などがあると、病気の子どもが預けられないということになる。これで本当にいいのかということである。

それから、保育所も大都市だけの問題ではないというのはもっともなことである。今、例えば、感染症対策でソーシャルディスタンスを取ろうと言っている。でもソーシャルディスタンスが取れなければ、マスクをするような工夫があればいい、これが今の感染症対策である。保育所もそうであり、どうして面積をリジッドに考えなければならないのか、その自治体独自のいろいろな工夫の余地というものをなぜ認めないのかということである。簡単なことであるが、なぜか抵抗が強いところであり、ぜひこうした「従うべき基準」について御配慮をいただきたい。

同じようなことは、小規模多機能型居宅介護であるとか訪問看護ステーション、こういう福祉系や医療系は非常に多くの規制があり、これがあるばかりに行政サービスが提供できない、医療過疎になってしまうなどの課題が出るわけであり、ぜひ御配慮いただければと思う。

また、同じような医療系で言えば、16ページの16番、17ページの19番といったものもある。16番はマンモグラフィーの集団検診で医師が絶対にいるというわけであり、これ

が必置されてしまうと、結局検診機会が得られないことになる。

19番は、難病法の特定医療費の支給要件も、都道府県が関与する仕組みなどをわざと作っているわけであるが、これが自由に診療先を選べない、受診先を選べないことになったり、これを廃止すれば手間を省けることにもなるわけであり、ぜひ御検討をいただきたい。

それから、重要なこととして、27ページもぜひ御検討いただきたい。37番だが、計画などの必置規制が多いわけであり、例えば、地球温暖化対策法とか、それから最近、気候変動適応法というものがあった。これらは、どちらも計画を作れというわけだが、ほぼ同じ内容である。これは、多分、国会の都合でわざわざ政治姿勢を示すために同じような法律が2本出てきたのだと思うが、そのたびに計画を作らされていると大変ということである。これが典型だが、先ほども申した点であるので、ぜひ御検討いただきたい。

特にお願いを申し上げたいのは、38番である。まず、新型インフルエンザ等対策特別措置法など、国と地方の関係に関わる重要な事項が今回の第2波を迎え撃つ新型コロナ対策で存在する。もし、可能であるなら、6月1日締切りで提案募集ということで出したわけであるが、みんな5月中までは忙しかったわけで、とても出す暇がない。兵庫県がいろいろと手間を割いてやってくださったようであるが、全国知事会の総意として、この新型インフルエンザ等対策特別措置法とか保健所の運用に関わる感染症法あるいは地域医療の法律等々で課題を感じているところである。この夏、勝負をかけて制度改革をできるものはぜひ踏み込んでいただきたいので、ぜひ重点事項として新型コロナ対策についてもう少し間口を広げていただき、また提案させていただきたい、考えていただきたい事項があるので、御理解をいただければと思う。

ここに兵庫県の例が書いてある。細かい話で分かりにくいかもしれないが、新型インフルエンザ等対策特別措置法というものを今回、新型コロナ対策で借りてきたわけである。実は、ここに大きな問題が本来あったのだと思う。

これは、もともと感染症対策を取るときに、都道府県が保健所設置市の分も含めて総合的に対策を取るとか、あるいは氏名公表も含めた強制手段などもあり、感染症法よりも強力な対策が取れるように作ってある法律であり、これを借りてくることにはそれなりにメリットは当然あったと思う。

しかし、第45条という条文があり、これで要請や指示をするということがある。これに新型インフルエンザを想定した施設を列挙することを政令に委ね、政令のほうでこういう施設をやってくれというものが書いてあったが、これはインフルエンザ対策で作ってあったものである。そのため、最近ようやく問題になってきたが、劇場とかあるいはデパートとかいうものを、インフルエンザ対策だと、感染力があるのでパーっと広がるので、いろいろな人が集まる大規模なところは閉めましょうという意味で制度が作ってあって、政令もできている。

しかし、新型コロナは別のうつり方をする。これは一度にバーツとは広がらない。広

がるのは密になったときである。密集、密閉、密接、つまり、狭いところである。1,000㎡以下は基本的に対象外としていたわけだが、1,000㎡以下のものがむしろ重要なものかもしれない。しかも、デパートとか、劇場や映画館のようにみんな前を向いているところ、そういうところでこうしたクラスターが起こったかという、そういうことはあまりない。

だから、本来であればこういうところに、というところが別の考え方があり得るはずである。しかし、これは考え方を借りてきたわけであり、これで、最初に東京都と政府とでやり合ったので、対象を広げたいという東京都側の要請があったのであろうが、全てのこういう施設を一斉に休業要請の対象とするようなことが全国に広がってしまったわけであるが、果たしてこれが合理的だったのかどうかということについて、これから見直しをしていく必要がある。

しかも、このことで第45条の対象とするときに、非常にリジッドにこういう政令の解釈なども含めて政府協議が国の基本的対処方針の中で義務付けられてしまっている。さらに、これを第45条の手前の第24条のところ、比較的緩やかに都道府県が要請できるはずの総合調整権に基づく協力要請ということも協議対象として、それに第45条に基づく政令の施設でないと、原則としてそういうことは第24条の行使もできないという、我々からすれば奇妙な解釈で、実は政府は運用されている。これで、自由闊達に機動的に、例えばピンポイントでこういう対策を打ちたいということができなくなってしまっている。ぜひ直していただきたい。

そういう意味で、国と地方の権限関係に関わることであり、検討いただきたいということがあり、本来であれば、こうしたことに関わる強制力のある手段についても法整備が必要であり、感染症法とか地域医療の法律なども含め、そうした対策を取っていただければということがある。この点は非常に重要であるので、できれば重点事項として地方側と再協議をしていただき、ないし追加募集をしていただき、まとめて協議いただけるとありがたいと思う。

(坂口議員) 今回の重点事項について、さきの第40回地方分権改革有識者会議で私から意見を申し上げ、平井知事にも御助言をいただいた計画策定の義務付けの見直しに係る提案を加えていただいたことを大変ありがたく思っている。ぜひともこの見直しを進めていただきたいと思うし、人口が1,000人未満の小規模自治体も町村には多くあるので、これをきっかけとして、実質的な義務付けも含め、今後、より多くの見直しを求める声が上がってくるのではないかと思っている。ぜひその声をお酌み取りいただき、提案の実現にお力添えをいただきたいと思う。

(市川議員) 今回の提案募集の点について、皆さんからいろいろお話があったとおりに、見かけの数字上、提案の件数は減っているというものの、新型コロナウイルス禍におい

てこれだけの作業をしていただいた。特に、事前の内容共有を進めたということで、共同提案が増加しているということは非常に評価されるし、また、新規の市区町村の数も増えているという意味では、提案制度は広く深く深化しながら定着してきていると思っており、事務局の皆さんの御努力に本当に感謝し、御検討いただいている専門部会の皆さんには敬意を表したい。

また、いろいろと提案内容の類型化や分析もしっかりしていただいております、課題が非常に分かりやすくなっている。そういう意味では、個別のテーマから、仕組みや形で変えていけるようなものも出てきているのではないかと思います。

例えば、以前から議論が重ねられているが、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」への変更の話は毎回議論になっている。以前にもお話ししたが、これはむしろ国のほうからも自らの業務の改善あるいは質の向上に向けて「参酌すべき基準」に緩和できることはどんどん提案が出てきてもいいのではないかと感じている。

それから、デジタル化の話は今回のコロナの環境の中で一気に進んでいく部分でもある。情報の共有化、データの共有化、押印の議論もあるが、事務処理の中身はデジタル、データを前提にしたベースでどうあるべきかということが今後の改善上の重要なポイントになると思う。類型化で整理していただいているが、やはり業務の棚卸しというものをしないと、デジタル化のメリットが見えてこないところがあるので、普段の業務の中で進められるものはどんどん進めながら、提案に結びつけていただきたいと思います。

あと、支障事例も地方公共団体からこの会議のほうにいろいろ出てきているが、私は住民とか地元の皆さんのほうから地方の行政に対する改善の要請というものが実はたくさんあるのではないかと感じており、ぜひ各地方公共団体におかれては、地元の皆さんとの会話、情報の共有化、地元の皆さんからの提案、改善を受け付けるような仕組みをもっと深く御検討いただけたらと思う。

今後の方向性に関して、地方の課題解決に向けて必要な要素は整理していただいているが、特に私はネットワーク化、つまり広域連携に関わることと住民の参加というのは地方公共団体の地元が自ら努力して強化しないと成し遂げられないと思うし、なおかつネットワーク化や住民参加を進めないと地方の活性化につながらないと感じている。

地方の人的支援が不足して、フルセット型の住民サービスが単独の自治体だけでは非常に難しくなっている現状を、住民の皆さんにもしっかり認識していただいた上で、公共私とともに問題解決に取り組むこと、すなわち、住民との対話、情報の共有化を進めることが大切で、この点においては、今回の議論とは少し離れるが、地方議会の位置づけや果たすべき役割というものが重要になってくると思う。

こういう住民との共通認識の下に、地方公共団体の広域連携や公共私連携を具体化されることが必要になってくる。これらのプロセスを進める上で、新技術の対応や標準化、そういうものを通してストックの適正化、最適化に向けて取り組んでいくことがこ

れから大切だと思っており、提案募集の議論を進める中でこういう認識を共有できればいいと考えている。

(谷口議員) 今次の提案の段階での資料を見せていただき、私も先生方がおっしゃったことに同意する。2点ほど感じたのは、まずは参酌基準化といった、様々な行政サービスを維持するためにも条件を緩和する、あるいは自治体の自由度を高めるといった提案は継続して多いということも感じた。既に試みられているとおり、そもそもルールであるとか制度が、どういった機能を守ることを意図してつくられたものかということに立ち返ると、それが確保されないときには、別の工夫でどういうふうにカバーするかといったことが今までも検討されてきたと思う。

先ほどの病後児保育の例で言えば、看護師の常駐が難しい場合には、近隣のクリニックや病院の看護師と連携が取れるかどうか、あるいは、庭とか園庭が確保できない場合には近くの公園が算定できるのではないかとといったような、そもそもの機能に対して何で置き換えができるかといった工夫をしっかりと考えてくださった結果だと思う。

先ほどの保育園の居室面積等に関して言うと、乳幼児、ゼロ、1、2歳の居室というものは非常に広く取らなければならないことになっている背景には、恐らく体の発達のためにハイハイをしなければいけないとか、あるいは外に出て遊ぶのが難しいといった点がある。そうであるとすれば、体の発達を促すような遊び、体操、マッサージなども保育プログラムに入れていただくような形にすることで、居室の面積で確保するような機能を置き換えるといった工夫もあり得るだろうか。ぜひこれからも機能の置き換えといった工夫を認めていただき、進めていただければというのが1点。

もう一点は、今回の提案募集の後半部分に出てくるが、情報の共有化あるいはマイナンバーカードの情報を使うといった行政の簡素化や効率化を進めるために、いかにして情報やIT技術を使っていくかといった視点は、コロナの状況の中でさらに求められていくということ。恐らく来年の提案にはそういったものが増えるのではないかと予想され、我々の仕事の在り方や行政社会の仕組みに対して大きなインパクトを与えていくと感じる。

最後に言えることは、今、自治体の行政と国とのやり取りという形で提案がなされているが、ぜひこれからは今次の地方制度調査会の答申にも出ているとおり、多様な主体が連携するということを地方自治の一つの方向性と捉え、NPOとか市民団体、あるいは企業といった多様な主体が自治体と一緒に活動するときに障害になっているものをいかに外していくかといったことを考える上で、提案主体を広げていくことも検討すべきだと思う。

(大橋構成員) 今年の新しい点として、重点課題を示していただいたというのがとてもありがたく、そういう観点から見せていただくと、やはり今回コロナで問題になった情

報、行政手続の遅れということに関わるものが多いので、ここは力を入れてやっていきたいと思う。

今までの日本の公務員の方の基本的な仕事の仕方のスタンスとして、手元に紙媒体を全部そろえてやると気合いが入って仕事ができるというイメージを前提にした立法なり運用が多かったような気がして、せっかくオンラインシステムがあっても、わざわざ同じ情報を国民に取りに行かせて、国民は一手間大変な思いをするし、また、証明させられる他の行政機関はまたそれで仕事をさせられるという形で、せっかく国が税金を使って投入したオンラインシステムが使われないようなことになってしまっている。こういうことが根底にあるような提案がデジタル化とか補助金に関するところでは非常に多く出ていると思うので、今回もコロナの問題でそういう点の遅れは痛感したので、それを解消するような形での取組をしたいと思う。

あと、今回新しい仕組みでオンライン資格確認システムというものが出ており、これについて、地方公共団体のほうからこんな使い方ができるとかこんな利用の仕方をしたという提案が出ている。やはりこういう情報システムは利用者が気持ちよく幅広く使えるのがいいと思うので、ぜひそのような提案と取り組んで、来たるべきオンライン資格確認システムを有意義なものにするという観点からも提案に臨んでいきたいと思う。

最後に、兵庫県から措置法についての提案が出ており、兵庫県がおっしゃる情報や提案に基づいて議論することがいいのか、それとももう少しほかの都道府県とか自治体の御意見も伺って対応したいというところがあるので、どのような形を取るかは部会長や神野先生にお任せするが、もう少し広く自治体からの情報や提案で追加のものが出てくるような形にしていだけると議論しやすいと思う。

(後藤議員) 今日の資料でまだ御紹介いただいていた御参考という資料にかなり重要なことが記されていると思う。7年目を迎え、提案募集方式は十分に定着して大きな成果を上げていると私も認識しており、今期も多くの提案が寄せられ、重点事項ということで取りまとめられていくということで、非常に良いと思っている。

一方で、今後の方向性という議論をどこかでやっておかないと、地方分権イコール提案募集になってきているような気がする。そのため、提案募集の成果を最大限生かしつつ、さらに地方分権が進んでいく方向性、先ほど市川議員も紹介されていた4つの今後重要な観点、ネットワーク、新技術、標準化、ストックの適正化が挙げられているが、そうした大きなテーマの中から個別の支障の解消のみならず、もう少し俯瞰的な議論をしていく必要があるのではないかと考えている。

今回のCOVID-19の状況の中で、私も首都圏の3,000人のテレワーカーにアンケート調査をしているが、テレワークは確実に定着することが確認できている。そうした中で、居住地を郊外、地方都市に移して良いと考えている方もかなり出てきているようで、これまで都市化の波が引き潮になって今後、郊外で、空き地・空き家が多数発生する中で、

そのあたりをどうしようかという議論をしていたが、またそこに別の波が寄せ返すような状況にもなっており、農村と都市の間を今後どのようにしていくのか待ったなしで問われる時期に来ている。

この地方分権改革有識者会議でも、農地農村部会とか地域交通部会といったものを立ち上げて、そのあたりの大きな議論をしてきているが、そうしたものをぜひ生かすような機会をつくっていただき、今後の方向性を御議論できればと思う。

(神野座長) 次の議題もあるので、資料6と7に基づいたことで専門部会のほうでスタートしていただくということと、ほかに広げるべきテーマとあるようであれば、それは別途どういうやり方で拾っていくのかを考えさせていただきたい。それで御了承いただければと思う。

(「異議なし」と声あり)

3 次に、議題(2)「その他」について、宮地内閣府地方分権改革推進室次長、菅原内閣府地方分権改革推進室次長、竹中総務省行政評価局評価監視官から説明があり、その後、意見交換が行われた。概要は以下のとおり。

(宮地次長) 議題2の資料ファイルの1ページ目、資料10「義務付け・枠付け」及び類似条項の整理について説明申し上げる。

この「義務付け・枠付け」の見直しについては、この有識者会議や国と地方の協議の場などでたびたび御指摘をいただくとともに、全国知事会の研究会で検討が行われるなど、昨今改めて問題意識が高まっていると認識している。法令に基づく「義務付け・枠付け」、それに類似した条項に関する情報を私ども内閣府地方分権改革推進室で整理し、ホームページ上に公表することにより、今後の分権改革に向けた検討材料とするとともに、改革機運の一層の醸成を図ることとしていきたいと考えている。

今回、整理しようとしている範囲は、1点目が計画の策定及びその手続の地方公共団体への義務付けに関するもの、2点目は施設・公物に対する設置管理基準に関するものである。類似条項とは、自治事務に関する法律の条項であり、義務を課している条項のみならず、努力義務を課す条項、任意の取組を促す「できる規定」等。施設・公物設置管理基準については、「従うべき基準」のみならず、「標準」あるいは「参酌すべき基準」とされている条項も対象として整理していきたいと考えている。

また、規定の類型、義務・努力義務・任意であるとか、「従うべき基準」・「標準」・「参酌すべき基準」等の区分、それぞれの規定の制定・改正の履歴や、条項数の推移などについても整理を行ってまいりたい。また、整理した情報については、定期的に更新していきたいと考えているところである。

今後の進め方については、地方分権改革推進室において、規定の洗い出しや整理を行った上で、関係府省の御協力を得て確認・精査を行い、今後、有識者会議において整理の状況を御報告し、御議論いただきたいと考えている。

続いて、資料11、令和2年提案募集における地方支援の取組実績を簡単に御説明させていただきたい。

令和2年の提案募集に向け、昨年6月から今年の2月までの9か月間、地方公共団体の職員向け研修などに努めてきた。特に、都道府県主催の研修会、あるいは各都道府県における町村会主催の研修会等に私どもが講師を派遣し、結果として昨年度9か月間で全市区町村の46%に当たる803市区町村の職員の方が研修会等に参加いただいたところである。このうち、132市区町村が提案に至った。

併せて、成果事例集の新規版の発行であるとか、成果事例動画を今年の4月から新たに公開するといった取組もさせていただいているところである。

3ページは、今年度の全国の市区町村からの提案の状況であり、累計で全市区町村の約3分の1に当たる市区町村がこれまでに提案募集を活用したということになってきたところである。

4ページは、個別の例であり、①は石川県が主催した市町村向け職員研修をきっかけに、支障事例等を取りまとめた上で提案に至ったもの。②は内閣府の職員の個別訪問の際にいろいろ相談したことをきっかけに提案に至ったもの。③は旭川市が中心となり、定住自立圏を構成する近隣町との合同職員研修を実施し、その研修の中でいろいろ話題になったことが提案に至ったという例である。

5ページについては、この4月から公開している成果事例動画である。1つは罹災証明書の交付の迅速化の関係、もう一つは農林漁業体験民宿業における客室面積要件の緩和の関係であるが、今後、こういった題材を増やしていき、今後の地方公共団体向けの研修などに積極的に活用してまいりたい。

(菅原次長) 資料12は、これまでの対応方針のフォローアップの状況を3月31日現在でまとめたものである。概略を申し上げますと、全22事項のうち、「検討した結果、措置を講ずることとしたもの」が12事項、「検討した結果、措置を講じないこととしたもの」が3事項、「検討が遅れており、検討期限までに結論が出ていないもの、あるいは検討した結果、検討期限までに結論を得ることが困難であり、引き続き検討を進めることとしたもの」が6事項、「提案で見直しを求めていた制度自体が廃止されたため、結論を得ることができなかったもの」が1事項となっている。

資料13は、提案募集方式により改正された制度等の地方公共団体における活用状況調査の結果についてまとめたものである。提案募集方式により改正された制度等が、各地方公共団体で利活用されているか定量的に把握するため、令和元年10月から令和2年3月にかけてアンケート調査を行った。今回の調査項目は「地方版ハローワークの創設」

から「災害援護資金制度の見直し」までの7項目であり、都道府県、市区町村別の活用団体数や活用していない場合の理由などについてそれぞれ記載している。

なお、この調査結果を踏まえ、地方公共団体における実施状況及びその効果等を明らかにするため、昨年度に引き続き、総務省行政評価局に調査を依頼しており、その調査結果については総務省行政評価局から説明をしていただく。

(竹中評価監視官) 資料14は内閣府と連携して提案募集方式により改正された、地方版ハローワーク、公営住宅入居者である認知症患者等の収入申告義務の緩和、災害援護資金に係る各種見直しの3つについて、今年の2月から3月にかけて総務省が運用状況について調査したものである。

38ページは、地方版ハローワークの創設の前後の制度について説明している。

39ページからが調査結果である。11団体について調査を行い、地方版ハローワークは計18か所、一体的実施施設は計7か所開設されていたが、その中で第6次一括法の施行後に事業内容等を見直し、新たにスタートさせたものが8団体計16か所あった。40ページから42ページは調査した地方版ハローワーク等の特徴的な取組を紹介しており、御参照いただきたい。

次に43ページは、公営住宅入居者の中で認知症患者等の収入申告義務を緩和する制度改正の関係である。

44ページからが調査結果であり、この制度については、16団体を調査したが、全て条例改正をしていた。ただし、申告義務の免除実績があるのは11団体である。実績のない5団体については、日頃から戸別訪問により入居状況を把握しているために実績がないということであった。また、認知症患者の確認方法は、下の表のとおりとなっているが、実際の運用上は申告義務緩和の対象者の把握が難しいことから、3団体については認知症患者に準ずるものについては対象としていないということであった。

45ページ目はこの制度の活用の状況であるが、一番特異な例を御紹介している。申告義務免除対象者の家賃が1か月当たり前年に比べて4万5800円下がったという例が最大の例であった。

46ページからが災害援護資金に係る各種見直しの関係である。

47ページの①が条例の改正状況であり、12団体を調査した。10団体は貸付利率、連帯保証人、月賦を認める償還方法の3事項について見直しを行っている。2団体については、3つのうちどれかを改正しているという状況であった。特定事項について、条例改正をしない理由も表に記載している。

下段の②は貸付利率、保証人の有無の状況を記載している。利率が3%の団体が1団体あった。これは利率を3%以内として従来の条例を改正していたが、規則であえて3%としているものである。

48ページは実際の貸付状況である。制度の貸付対象となる災害が起きたのは9団体で、

平成31年4月から令和2年1月までに計240件の貸付実績がある。利率が3%未満の貸付けが239件、月賦による償還のものが162件となっていた。

(神野座長) ただいま事務局のほうから御説明を頂戴した項目について、御質問、御意見があれば頂戴したい。

とりわけ、時間の関係もあり、資料10で御説明いただいた「義務付け・枠付け」及び類似条項の整理について(案)というものについて御意見があれば頂戴したい。

(小早川議員) 資料10で、努力義務を課す条項、任意の取組を促す条項について調べるということと言われており、これは全く大事なことだと私は思う。私は行政法を研究しているが、努力義務を法律で定めるといのはどういう意味なのだろうかということをも前から思っており、しかも、民間に対するのと国から自治体に対するのとでまた意味は違うのだろうとも思うが、ぜひそこを掘り下げた検討、分析をお願いしたい。

(坂口議員) 先ほども申し上げたが、「義務付け・枠付け」の整理について、町村職員が国からの調査照会に対応する業務に追われるということが非常に多い。地方制度調査会の答申にもある、プラットフォーム・ビルダーへの転換を推進するうえでも、地域住民の方々と向き合う本来業務に支障を来しているという事例もたくさんある。そうしたことで町村の実態にそぐわない「義務付け・枠付け」と併せて整理の対象とすることをぜひとも御検討いただきたいと思う。

(平井議員) 資料10で非常によく方針を出していただき、感謝申し上げます。

小早川先生や坂口町長からもお話があったが、重要なことなので、ぜひこの方針で取りまとめをしていただければと思う。

ちなみに、小早川先生からお話があった、努力義務がどういう作用を及ぼすかということだが、はっきり申し上げて、努力義務だからやらなくていいということにはなかなかかなりにくい。政治的あるいは行政サービスとしての説明責任を果たすという意味では、義務が課されている以上、それが法的な強制力のある義務であろうが、強制力はないけれども、義務として何々しなければならぬと書かれていようが、効果は一緒である。結局手間が増え、やるべきことが増える。

ただ、各省庁側、あるいは国会議員の先生もそうかもしれないが、努力義務なのでとりあえず書いておけばいいと考えられがちではないか。むしろ、それは努力義務を課したことで、申し訳ないが、説明責任を国のほうが逃れると思っているのではないかという感じがする。このあたりも網羅的に見直しをしていただけると、国・地方関係も大変スムーズになると思う。

(神野座長) 御意見を頂戴したが、「義務付け・枠付け」及び類似条項の整理について

は、今いただいた御意見は進める上での注意事項等々であったので、御意見を尊重しながら原案どおりに進めていただくということによろしいか。

(首肯する議員あり)

4 最後は大塚内閣府副大臣から以下の挨拶があり、閉会した。概要は以下のとおり。

(大塚内閣府副大臣) 議員、構成員の皆様、大変有益な御意見を賜り、御礼申し上げる。

いろいろ御意見をいただいた中で、平井知事からいただいたコロナの関係は、6月1日の締切りでは間に合わないということがあり、一方で一括法の準備などで遅れてはいけないというスケジュール上の都合もある。ただ、コロナのことについて、インフルの特措法などについても、このまま放置しておくほかの部分で作業が進んでしまう。せっかくの地方の御意見を賜ることなく、うまく吸収することができないまま進んでしまうのも非常に問題だと思っているので、何か別トラックでも吸収できる方法がないかというものを少し事務方にも検討してもらいたい。一括法が遅れないようにしながらということになるかと思う。

それから、私がもう一点気になっているのは、デジタル化の関係も重点募集としているが、31件の御意見があったということだが、若干少ないかなという印象を持っており、特に今回のコロナ対応などでもっとあぶり出されているところもあるのだろうと思う。これも日程が許せば再募集したいぐらいではあるが、なかなかそうもいかないという一方で、デジタル化を地方のシステムを含めてどういうふうにしていくかという議論がほかでどんどん進んでしまうということもある。この辺も、コロナ対応と同じだと思うが、もし別トラックで追加で吸収できる部分があれば、吸収していければいいかなと思っている。

議題2の話だが、いろいろな計画策定義務が地方で大変な手間を生んでいるという話と、参酌基準化のお話があった。今回、一定の方向性をまとめさせていただいているが、各府省の協力を得て確認・精査を行う等と書いてあるが、事務方も書いてある言葉以上にぜひ強力に進めていただければと。各府省協力を要請するという姿勢でどこまでついてくるかということもあるので、強力に協力させるという姿勢でやっていきたいと思っている。また、これはほかの内閣府の規制改革などにも関わる部分もあるので、そういったところもしっかり連携をしながら、地方分権のところで吸収した情報をほかの会議とも共有して成果を出していくということをしていきたいと思う。

それから、今後の方向性についても議論をしていくべきではないかという声もあったが、私もそのとおりだと思っており、年々のこういう毎年の提案募集についてはしっかり仕事を進めながら、もちろん地方分権改革は提案募集だけではないと私も思っているので、これについてももしっかり検討を進めていきたい。

先ほど、デジタル化のこととも絡めて思っていたのは、提案区分についてもそもそも権限移譲と規制緩和の2つの区分しかないということになるが、この2つに必ずしも関わらない、権限移譲とか規制緩和という表現では収まらないようないろいろな提案の種もあると思う。それを区分で区切ってしまうことによって吸収できなくなるということもあるのではないか。特にデジタル化周りではそういうことも多そうだなという気もしており、この提案区分についても今後見直しを考えていければと思う。

いずれにしても、大変有益な御意見を有識者の皆様からいただいた。しっかりこれが実現できるように内閣府としても頑張っていきたいと思うので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)